

X - 1 - 1 - 1 - 0 2
5 年 保 存

秋本務第1025号 厚第97号
平成26年10月20日

各 所 属 長 殿

秋 田 県 警 察 本 部 長

秋田県警察育児休業職員の職場復帰支援要綱の一部改正について(例規)

育児休業職員の職場復帰支援については、「秋田県警察育児休業職員の職場復帰支援要綱の制定について(例規)」(平成26年2月14日付け秋本務第105号、厚第16号。以下「旧例規」という。)に基づき運用してきたところであるが、より一層円滑な職場復帰に資するため、別添のとおり「秋田県警察育児休業職員の職場復帰支援要綱」の一部を改正し、平成26年10月20日から運用を開始することとしたので、誤りのないようにされたい。

なお、旧例規は、平成26年10月19日をもって廃止する。

別添

秋田県警察育児休業職員の職場復帰支援要綱

第1 目的

この要綱は、育児休業中の秋田県警察職員について、組織への帰属意識を維持するとともに、育児休業からの円滑な職場復帰を支援するため、必要な事項を定めることを目的とする。

第2 職場復帰支援対象者

職場復帰支援の対象は、育児休業中又は育児休業から職場復帰した秋田県警察職員（以下「支援対象者」という。）とする。

第3 職場復帰支援担当者

各所属に職場復帰支援担当者（以下「支援担当者」という。）を置き、支援対象者の職場復帰のための支援を行うものとする。

支援担当者は、各所属の支援対象者の上司（警部又は相当職）又は生活相談員、その他育児経験を有する適任者の中から所属長が指定するものとする。

第4 職場復帰支援の内容

1 育児休業中における定期的な個別連絡

各所属の支援担当者は、育児休業中の職員に対し、育児休業後、四半期に1回、定期的に電話等で個別連絡を行い、職場の近況について知らせるとともに、育児の状況、育児上の悩み・問題等について聴取し、必要な指導・助言を行うものとする。

2 職場復帰前における面談

各所属の支援担当者及び警務部警務課の支援担当者は、相互に調整の上、支援対象者が育児休業から職場復帰する2か月前に、所属に招致その他の方法により、それぞれ面談を行い、育児状況について確認するとともに、職場復帰後の育児・保育の計画、職場復帰を妨げる要因の有無、職場復帰上の不安等について聴取し、必要な指導・助言を行うものとする。

3 職場復帰後における職場研修

支援対象者が職場復帰後は、各所属において、警察を取り巻く情勢の変化、業務推進上の注意事項等、円滑な職場復帰に資する指導、教養等を行うものとする。

4 支援対象者からの要請に基づく支援

上記1から3にかかわらず、支援対象者から育児又は育児と仕事の両立に関する相談等支援の要請があったときは、支援担当者が必要な指導・助言等を行い適切に対応するものとする。

第5 職場復帰後の勤務形態

支援対象者が職場復帰後当分の間は、仕事と育児の両立、職場及び業務への順応を考慮し、交替制勤務を避けるなど勤務形態に特段の配慮をするものとする。

第6 記録及び特異事項の報告

支援の実施状況については、支援担当者が別紙「職場復帰支援記録」に記録し、各所属の次長、副署長、副隊長、副所長又は副校長が管理して、支援対象者が職場復帰後1年間保存するものとする。支援対象者が異動したときは、異動先所属に送

付するものとする。

職場復帰の支障となる事情、職場復帰後の特異事項等については、警務部警務課長を経て警務部長に報告するものとする。

第7 保秘

支援担当者は、支援対象者から聴取した内容を他に漏らしてはならない。また、所属においても秘密の保持については万全を期するものとする。

